カ　二の搬送波のチャネル間隔が一五MHzと二〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）二五MHz及び（±）五〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（－）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

キ　二の搬送波のチャネル間隔が二〇MHzと二〇MHzの組合せのとき。

基準感度より一二デシベル高い希望波に対し、希望波の周波数から（±）二七・五MHz及び（±）五五MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、それぞれ（－）四六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波及び帯域幅が五MHzの変調された妨害波を同時に加えた場合においてスループットがその最大値の九五％以上

(2)　二の搬送波の周波数がともに三・四GHz以上三・六GHz以下で二の搬送波が隣接しない場合

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

(3)　各搬送波におけるこの表の基準感度の値に〇・五デシベルを加えた値を満たすこと。

(2)　(1)に掲げるもの以外

(1)及び(2)に掲げるもの以外

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	希望波（符号化率が三分の一であつて四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（任意の四・五MHzの帯域幅における平均電力が（－）一〇〇・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）とする。以下基地局の欄において同じ。）の場合においてスループットがその最大値の九五％以上	希望波の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては任意の四・五MHzの帯域幅における平均電力が（－）九九・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては任意の九MHzの帯域幅における平均電力が（－）九六・三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては任意の一三・五MHzの帯域幅における平均電力が（－）九四・五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下陸上移動局の欄において同じ。）の場合においてスループットがその最大値の九五％以上

実効選択度

スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度	相互変調特性
基準感度より六デシベル高い希望波に対し、（－）一五デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上	基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）七・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz離れた周波数において、帯域幅が五MHzの変調された妨害波を（－）五二デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）で加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上	基準感度より六デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの基地局にあつては希望波の周波数から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの基地局にあつては
チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より六デシベル、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デシベル高い希望波に対し、（－）四四デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の変調のない妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上	基準感度より一四デシベル高い希望波に対し、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から（±）五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から（±）七・五MHz離れた周波数において、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より四二・五デシベル高い帯域幅が五MHzの変調された妨害波を加えた場合において、スループットがその最大値の九五％以上	チャネル間隔が五MHz又は一〇MHzの陸上移動局にあつては基準感度より七デシベル高く、チャネル間隔が一五MHzの陸上移動局にあつては基準感度より一〇デシベル高く、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局にあつては希望波の周波数から（±）一〇